

# 3つの安全設備の義務化のお知らせ

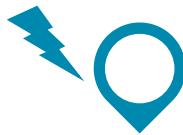
## 義務化の対象となる安全設備

### 法定無線設備



法定無線設備の見直し

### 非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

### 改良型救命いかだ等

(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

## 適用日・経過措置

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

### 対象：遊漁船※

※「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶（小型兼用船を含む）

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする船舶及び遊漁船業以外で旅客を13人以上搭載する船舶については、旅客運送事業者等の皆様向けのお知らせをご確認ください。

＜旅客船運送事業者等の皆様向け＞



### 法定無線設備

#### ●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の遊漁船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- 「②旅客定員12人以下の遊漁船」に対して、新たに法定無線設備を義務付けを予定

#### ＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（上記を除く） 琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話 又は 携帯電話※	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話 又は 携帯電話※
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話
沿岸5海里	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話 又は	
沿海	業務用無線設備 又は 衛星携帯電話 又は	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

### 非常用位置等発信装置

#### ●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「遊漁船（①及び②）」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

#### ＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内		EPIRB※ 又は AIS(簡易型 (Class-B) を含む)
沿岸5海里		
沿海		

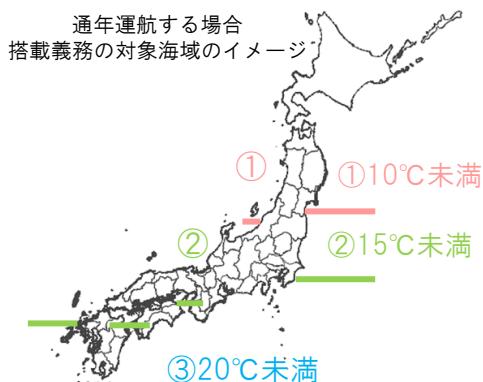
※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型



## 改良型救命いかだ等

### ●義務化について

- 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを原則義務化



### <適用日以降の義務化の対象範囲>

海水温については、気象庁等のデータを元に、過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定。

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積みつけが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積みつけが必要（一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ※3の積みつけが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖

※2：総トン数20トン以上の大型船の場合（沿海）、改良型救命いかだまたは救命艇

※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

### ★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン

各水域の温度をご確認いただけます

クリック

← 109\_石狩地方沿岸\_05

名前	109_石狩地方沿岸_05
説明	【石狩地方沿岸】 ・10度未満：12/7~5/15 ・15度未満：10/29~6/17 ・20度未満：9/25~7/24 ・20度以上：上記期間以外

<QRコード>



<URL>

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjjz3I&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

### ●搭載不要となる特例（組み合わせも可能）※2023年12月22日時点

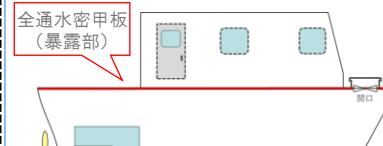
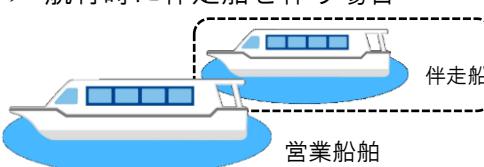
- 一定の水温を下回る時期に運航しない ➤ 全通水密甲板を有する船舶 (15度～20度に限る) ➤ 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶 (15度～20度に限る)

例：種子島・屋久島沿岸海域

- ・10度未満 該当なし
- ・15度未満 該当なし
- ・20度未満 1/30～3/8
- ・20度以上 3/9～1/29

20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積みつけは不要

- 航行時に伴走船を伴う場合



- 救助船を配備している船舶 (15度～20度に限る)



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、国土交通省海事局安全政策課にお問い合わせ下さい。

